地域貢献事業委託契約書（案）

特別養護老人ホーム三ノ輪（以下「甲」という。）は、受託者（以下「乙」という）に、三ノ輪福祉センター地域貢献事業の実施に伴う調理業務を委託するにあたり、下記条項により契約を締結する。

第１条　乙は甲の地域貢献事業に協力して、特養の常食を基本とした地域貢献事業（来食サービス）参加者に提供するものとする。

第２条　食堂・喫茶室の設備及び備品（以下「設備」という。）は甲が設備し、乙はその設備を無償で使用することができるものとする。

２　乙が設備に変更を加える必要があるときは、事前に理由を付した書面をもって甲に申請し、甲の承認があってから乙の負担において行う。

３　乙は建物及び設備を乙の責めに帰する事由により破損または滅失したときは、ただちに甲に届け出るとともに、乙の負担において補填するものとする。

４　乙は、いかなる理由においても第三者に設備を使用させ、またはこの契約から生ずる権利義務を譲渡し、もしくは運営を委任し、または担保に供することができない。

第３条　食堂・喫茶室の運営費用のうち、乙は次の費用を負担する。

（１）材料費
（２）人件費
（３）既設設備以外の器物、備品費
（４）被服費
（５）保健衛生費
（６）消耗品費
（７）その他食堂の運営に必要な費用

第４条　乙は、食堂・喫茶室内は勿論、その周囲についても常に清潔を保ち、特に調理に関しては、衛生管理マニュアルに準ずること。

第５条　乙は、食堂・喫茶室内の火気及び戸締り等については十分注意を払い、あらかじめ火元責任者を定め、甲に届けなければならない。

第 6 条　乙は、使用従業員に対して、十分に指導監督するとともに運営にかかるサービスについては、一般に比して欠けることのないようにしなければならない。

２　甲は、乙に対してこの運営、衛生、規律、事故防止その他について随時調査を行い、または報告を求め、必要があるときはその改善を協議のうえ指示することができる。

第 7 条　乙は次の各号の一に該当する場合は、遅滞なく甲に届出なければならない。

（1）定款を変更したとき
（2）代表者を変更したとき
（3）会社組織を変更したとき
（4）資本構成に重大な変更を生じたとき

第 8 条　乙が、その責めに帰すべき事由により甲もしくは甲の実施する地域貢献事業参加者に損害を及ぼしたときは、乙は賠償の責を負わなければならない。

第９条　甲は次の各号の一に該当する場合は、契約期間内であっても、その旨を乙に通知しこの契約を解除することができる。

（1）乙がこの契約に違反したとき
（2）乙の行為が、甲の信用を傷つけ、もしくは甲の実施する地域貢献事業参加者の利益に反しまたはその恐れがあると認められたとき。
（3）給食調理業務委託を解除したとき。

第１０条　この契約期間満了のとき、または前条の規定により契約を解除したときは、乙は１０日以内に乙の所有する物件を撤去し、その設備を原状に復して、甲に返還しなければならない。この場合、甲は乙に生じたいかなる損害に対してもその責を負わない。

第１１条　この契約の期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。

第１２条　この契約の締結後において、経済情勢等に変動が起こり、契約内容が不適当であると認められるに至ったときは、甲、乙協議の上その実状に応じて契約内容を変更することができる。

第１３条　乙は、本契約を期間満了前に解除しようとするときは、３か月前までに甲に通知しなければならない。

第１４条　この契約の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上定めるところに従う。

第１５条　この契約の細部については、覚書をもって定める。

この契約を証するため、本書２通を作成し甲、乙各１通保管する。

令和３年　４　月　１　日

甲　　台東区三ノ輪１丁目２７番１１号
特別養護老人ホーム三ノ輪
施 設 長　　印

乙

印

覚　　書

特別養護老人ホーム三ノ輪（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、令和３年 ４ 月 １ 日付をもって、甲、乙間における、三ノ輪福祉センター地域貢献事業委託契約（以下「契約」という。）第１５条の規定に基づき、下記のとおり約定する。

記

１．食堂・喫茶室の名称は「オアシス」とする。

２．特養の常食を基本とした食事を提供すること。ただし、地域貢献事業参加者の嗜好、満足度に合わせ、甲の相談のうえ、品目や分量等を考慮すること。

３．乙は、常に品質の向上を図るよう努力すること。

４．乙の営業時間は原則月曜日から金曜日までの午後１２時００分から午後２時までとし、調理業務は、施設給食と合同で行うこと。

５．サービスについてはセルフ方式も可とする。
（ただし高齢者対象の食事提供であることを念頭に置き、必要に応じて配膳・下膳も行う。）

６．乙は常に従業員教育を徹底し、特に昼食時間帯においては人員を確保して、十分なサービスを行うこと。

７．乙は、使用従業員の衣服等について、常に清潔さを保つよう指導すること。

８．乙は、使用従業員に対して健康診断は年１回以上、細菌検査を毎月２回（冬場は１回も可）定期的に受けさせ、その結果を甲に報告する。

９．衛生に関しては、特に次の事項を遵守すること。
（１）食堂内は常に清潔に保ち、飲食材料及び販売品等は、ねずみ、ハエ、油虫等により汚染されないよう清潔に管理すること。

（２）残飯、残菜その他の汚物の処理については、乙は責任を持って実施し、絶対に放置してはならない。

１０．乙は、商品、材料の仕入れその他調理業務遂行上の商取引は、いっさい自らの名義においてこれを行い、甲の名義を使用しまたはその名を冠してはならない。

１１．乙は、調理業務の具体的事項につき、契約及び覚書に定めるもののほかは、そのつど甲・乙協議の上決定する。

令和３年　４　月　１　日

甲　　台東区三ノ輪１丁目２７番１１号
特別養護老人ホーム三ノ輪
施 設 長　　印

乙

印